

税のお知らせ

10月の納税等

村県民税／第3期
 国民健康保険税／第4期
 後期高齢者医療保険料／第4期
 保育料／10月分
 納期限／10月31日(金)

納期限内の納付にご協力ください。
 納付書にe-LIQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-LIQRに対応した全国の金融機関で納付が可能です。納付には口座振替も利用できます。

住民税の年金特徴(年金からの天引き)について

4月1日現在65歳以上の方のうち、老齢基礎年金などの公的年金等を受給されている方は、その公的年金等の所得に係る住民税が公的年金等から特別徴収(天引き)される場合があります。なお、障害年金や遺族年金は対象となりません。年金からの特別徴収がされる時

期、金額等は、次の表を参考にしてください。
 年金から特別徴収される税額は毎年6月上旬に発送する納税通知書でお知らせしていますので、ご確認ください。

昨年度、年金から特別徴収されている人

徴収方法	年金から特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
算出方法	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	それぞれ「前年度の公的年金等に係る年税額×1/2」を3等分にした税額			それぞれ年税額から4・6・8月分(仮徴収税額)を差し引いて3等分した税額		

本年度より年金から特別徴収が開始された人

徴収方法	普通徴収(自分で納付)		年金から特別徴収(天引き)		
	算出方法	6月	8月	10月	12月
それぞれ年税額の1/4		それぞれ年税額の1/6			

定額減税補足給付金(不足額給付)の手続き期限が迫っています

令和6年度に実施した定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付金)の支給額に差額が生じる方などを対象に、不足額給付として支給をします。

対象となる方には確認書を送付していますので、内容を確認のうえ、必ず期限までに手続きをお願いいたします。

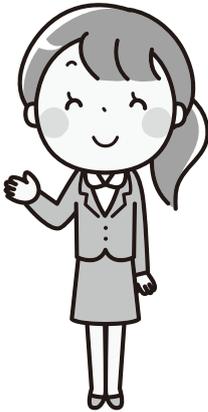
●手続き期限

10月31日(金)
 (当日消印有効)

※期限を過ぎた場合は、給付金を受け取ることができなくなります。

●問合せ先

総務部 税務課



警察からのお知らせ

けいさつだより

★自転車盗被害が発生しています★
 自転車を盗まれないように、通常の施錠のほかに、ワイヤー錠等でツーロックをしましょう!
 ~手間は5秒、効果は絶大ツーロック!!~

飛島村内犯罪状況 (令和7年7月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし	
7月	0	0	0	0	0	
1~7月	3	0	0	1	0	
区分	特殊詐欺	SNS型投資詐欺	SNS型ロマンス詐欺	自動車盗	自転車盗	
7月	0	0	0	0	1	
1~7月	2	0	0	0	1	
区分	ひったくり	車上ねらい	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)
7月	0	0	0	0	0	0
1~7月	0	0	1	0	0	3